## 私道への汚水管布設要綱

(目的)

第1条 この要綱は、私道に公共下水道の汚水管(以下「汚水管」という。) を布設することにより、私道に面した建築物の排水設備及び水洗便所の普 及促進を図ることを目的とする。

(汚水管布設の条件)

- 第2条 この要綱により汚水管を布設する私道は、次に掲げる条件を備えて いなければならない。
  - (1) 両端又は一端が汚水管の布設されている公道に通じていて汚水管を布設するのに支障のないこと。
  - (2) 布設しようとする汚水管に汚水を排除すべき戸数が2戸以上あり、速やかに排水設備の改造及び汲取便所の水洗化をすることが明らかであること。
  - (3) 私道の土地所有者が汚水管の布設を承諾していること。
  - (4) 私道の汚水管布設期間は永久であり、かつ、土地使用料が無償であること。
  - (5) 私道の所有権を譲渡し、又は賃借権その他の権利を設定する場合は、 譲受人その他の権利を取得する者に対し、汚水管布設部分の使用を受け 継がせる旨の確約ができること。
  - (6) 私道に接し、汚水を排除しようとする土地に賦課される下水道事業受益者負担金の納付が確約できること。
- 2. 個人および法人が所有する家屋(社宅、マンション、アパート、戸建借家その他これらに類する建物)のみが所在する私道については、この要綱の適用除外とする。

(申請)

- 第3条 私道に汚水管の布設を希望する者は、代表者を定め、汚水管布設申 請書(様式第1)に次に掲げる書類を添付し市長に申請しなければならない。
  - (1) 汚水管布設希望者名簿(様式第2)

- (2) 土地利用 承諾書(様式第3) 工 事
- (3) 誓約書(様式第4)
- (4) 私道の土地登記簿謄本
- (5) その他市長が必要とする書類

(採否の決定および通知)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、必要な調整を行い申請の採否 を決定し、その結果を汚水管布設決定(却下)通知書(様式第5)により 通知しなければならない。

(完成後の措置)

- 第5条 この要綱に基づき布設した汚水管の所有権は、岩倉市に帰属する。
- 2 新たに利用の申出者がある場合は、私道の所有者および既利用者は汚水 管への接続を拒んではならない。
- 3 私道の土地所有者は、当該私道の現況を変更しようとするときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。

附則

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。